

今後の検討事項等（案）

1. 検討事項

「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会（以下「検討会」）」報告書において、「見直しの実施にあたっては調査・研究を行い、必要な関係規則の見直しに活用することが適当である。」とされたこと、及び平成19年度に実施された厚生労働科学研究「労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査の労働者の健康管理に対する有効性等の評価に関する調査・研究」（以下「研究班」）報告書を踏まえ、定期健康診断において胸部エックス線検査を必ず実施すべき対象者について検討を行う。

（1）胸部エックス線検査の必要性が特に指摘された対象者

40歳以上の労働者については、検討会報告書、研究班報告書において胸部エックス線検査を必ず実施すべきとされている。

また、以下の労働者については、行政検討会、厚生労働研究班において、40歳未満であっても胸部エックス線検査を必ず実施するべきとされている。

- (ア) 自他覚症状及び既往歴のある者
- (イ) 学校、病院、社会福祉施設の労働者
- (ウ) じん肺健診の対象者
- (エ) 5歳毎の節目健診の対象者

これらの労働者については、今回の見直しにおいても胸部エックス線検査を必ず実施すべき対象者とすべきではないか。

（2）胸部エックス線検査の実施の必要性をさらに検討すべき対象者

研究班報告書において、例えば結核のハイリスク者については事業者が市町村に対して健診実施の要請や助言を行うことが望ましい労働者について指摘されている。

それらの労働者を含め、労働安全衛生法における健康診断において胸部エックス線検査を必ず実施すべき対象者及びその範囲について、更に検討を行う必要があるのではないか。

（ア）結核

感染症法では、「結核菌にばく露される機会が多い職場及び必ずしも結核に感染する危険は高くないものの、発症すれば二次感染を引き起こす危険が高い職種（学校、病院、社会福祉施設）」に対して事業者が定期の結核健康診断を行うことを義務付けている。

昨今の労働環境や結核の発生状況を踏まえ、集団として結核感染のリスクが高いと考えられる不特定多数の顧客が出入りする職種、個人として結核感染のリスクが高いと考えられる結核蔓延国からの労働者等、労働安全衛生法に基づき結核をターゲットとした胸部エックス線検査を毎年必ず実施すべき対象者等について検討する必要があるか。

（イ）肺がん

健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診において、肺がん検診については40歳以上の者が対象とされている。労働安全衛生法の健康診断において、40歳未満であっても肺がんをターゲットとした胸部エックス線検査を毎年必ず実施すべき対象者等について検討する必要があるか。

(ウ) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）

我が国において40歳以上から有意に増加している傾向を認めるCOPDについて、40歳未満であってもCOPDをターゲットとした胸部エックス線検査を毎年必ず実施すべき対象者等について検討する必要があるか。

(エ) 循環器疾患

40歳未満の労働者において、循環器疾患をターゲットとした胸部エックス線検査を毎年必ず実施すべき対象者等について検討する必要があるか。

(オ) その他

(ア)～(エ)以外について、40歳未満の労働者において胸部エックス線検査を毎年必ず実施すべき対象はどのようなものか検討する必要があるか。

2. 検討スケジュール

○ 第1回懇談会

これまでの検討及び研究を踏まえた検討事項の整理を行う。

○ 研究委員会の設置

労働安全衛生総合研究所に研究委員会を設置し、第1回懇談会において検討事項とされた内容について文献検索、データ解析等を行い次回の懇談会の検討材料とする。

○ 第2回懇談会以降

研究委員会において収集された文献、データに基づき定期健康診断における胸部エックス線検査の対象について検討を行う。